

横浜市総合リハビリテーションセンター等
指定管理者選定評価委員会 評価結果報告書

令和7年2月

横浜市総合リハビリテーションセンター等指定管理者選定評価委員会

1 経緯

横浜市では障害者等に対し、専門的かつ総合的なリハビリテーションを行う施設として、横浜市総合リハビリテーションセンター（以下「リハセンター」という。）を設置しました。

その管理・運営については、平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、令和 4 年 4 月 1 日から平成 9 年 3 月 31 日までの第 4 期指定期間は、横浜市総合リハビリテーションセンター等指定管理者選定評価委員会の審査の結果、指定管理者として第 3 期指定期間に続き、社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団が選定され、同事業団が指定管理者として管理運営を行っています。

令和 6 年度は、指定管理の中間となる 3 年目にあたり、これまでの指定管理業務の状況について横浜市総合リハビリテーションセンター等指定管理者選定評価委員会による評価を行い、この評価結果を指定期間の残りの期間における業務の改善に活かしていくため、横浜市総合リハビリテーションセンター等の指定管理に関する評価を実施し、この度評価が終了しましたので、ここに結果を報告します。

2 施設概要

(1) 横浜市総合リハビリテーションセンター

ア 横浜市総合リハビリテーションセンター

所在地：横浜市港北区鳥山町 1770 番地

敷地面積：約 13,000 m²

延床面積：13,346 m²（地下駐車場を除く。）

構造：鉄筋コンクリート造 4 階建

なお、リハセンターは鶴見川多目的遊水地内に位置し、地下駐車場（リハセンター分 134 台）は遊水地としての機能を有します。

開所日：昭和 62 年 10 月 1 日

施設内容：児童発達支援センターをはじめとする 5 つの社会福祉施設及び医療法に基づく診療所のほか、相談業務、企画開発研究業務等を実施するための部門等により構成されます。

なお、リハセンターの建物のうち、横浜市障害者更生相談所及び社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団法人事務局が使用している部分（1 階部分の一部及び 4 階部分の一部）については、引き続き横浜市がその用途に使用します。

イ 児童発達支援事業所（ぴーす新横浜）

所在地：横浜市港北区新横浜二丁目 12 番 11 光正第 3 ビル 3 階

延床面積：227.05 m²

構造：鉄骨鉄筋コンクリート造（6 階以上鉄筋コンクリート造）9 階建の 3

階部分の一部

開 所 日：平成 23 年 4 月 1 日

施設内容：児童福祉法に基づく児童発達支援事業所です。就学前の発達障害のあるお子さんに対して週 1 回の集団療育や保護者に対する支援、またお子さんが通われている保育所、幼稚園との連携等を行う通所施設です。

(2) 福祉機器支援センター

ア 横浜市中心山福祉機器支援センター

所 在 地：横浜市緑区中山二丁目 1 番 1 号（ハーモニーみどり 1 階）

延床面積：397.26 m²

構 造：鉄筋コンクリート造地下 1 階地上 4 階建の 1 階部分の一部

開 所 日：平成 10 年 12 月 1 日

施設内容：福祉機器展示コーナー、試用評価コーナー、補装具評価室、相談室、事務室等

イ 横浜市反町福祉機器支援センター

所 在 地：横浜市神奈川区反町一丁目 8-4（はーと友神奈川 2 階）

延床面積：444.69 m²

構 造：鉄筋コンクリート造 4 階建の 2 階部分の一部

開 所 日：平成 11 年 5 月 1 日

施設内容：福祉機器展示コーナー、試用評価コーナー、補装具評価室、相談室、事務室等

ウ 横浜市泥亀福祉機器支援センター

所 在 地：横浜市金沢区泥亀一丁目 21-5（いきいきセンター金沢 1 階）

延床面積：508.78 m²

構 造：鉄筋コンクリート造地下 1 階地上 4 階建の 1 階部分の一部

開 所 日：平成 11 年 5 月 1 日

施設内容：福祉機器展示コーナー、試用評価コーナー、補装具評価室、相談室、事務室等

(3) 法定施設

リハセンターに設置している法定施設

施設種別	定員及び病床数
児童発達支援センター	児童発達支援 100 人以内において市長が定める人数

障害者支援施設	日中 36人 夜間 30人
就労支援施設	40人
診療所	19床

3 指定管理者

名称 : 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団
 所在地 : 横浜市港北区鳥山町1770番地
 設立 : 昭和62年4月1日
 理事長 : 小出 重佳
 基本金 : 30,000,000円(横浜市100%出資)
 職員数 : 514名(令和6年7月1日現在)
 指定期間 : 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

4 委員会 委員

役職	名前	所属
委員長	内嶋 順一	社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター担当理事(弁護士)
職務代理者	杉山 肇	神奈川県総合リハビリテーションセンター 神奈川リハビリテーション病院病院長
委員	赤松 育子	日本公認会計士協会神奈川県会
委員	磯崎 仁太郎	横浜市南部地域療育センター所長
委員	原 泉	公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会常務理事
委員	森 佳代子	横浜市心身障害児者を守る会連盟 横浜障害児を守る連絡協議会会長

敬称略、五十音順(委員長・職務代理者を除く)

5 評価にあたっての考え方と進め方

横浜市では、指定管理者制度を導入している全ての施設において第三者評価を実施することになっており、政策経営局共創推進課が定める「横浜市指定管理者第三者評価制度運用指針」において、その進め方が示されています。

本委員会では、この指針に基づき、リハセンター等の評価を行いました。

(1) 評価の目的

指定期間の中間となる令和6年度に、この2年間での指定管理者が提供したサービ

スの質を、当事者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的・客観的な立場から評価を行います。行政の監査とは異なり、最低基準を満たしているかを確認するのではなく、その結果を今後の指定期間の業務改善に活かし、より水準の高い管理・運営につなげていくことを目的としています。

(2) 評価の対象

本評価は、指定管理者である「社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団」が指定管理を行うリハセンター等を対象としています。

(3) 評価の観点

本評価は、第三者の目を通して行うことにより、指定管理者にとっての「気づき」のきっかけとなり、指定管理者自らが業務運営の向上・改善につなげていくことを目的としています。問題点を見つけ出して指摘するだけでなく、一定の評価ができる部分についてはさらに前進させることにつながるよう、評価を行いました。

(4) 評価項目・基準

ア 評価項目

指定管理者選定時に横浜市が示した「業務の基準」、指定管理者から提出された提案書及び指定管理者と横浜市との「基本協定書」の内容等を基本とし、リハセンターの設置目的や特性を踏まえて評価項目を定めました。

イ 評価基準

指定管理期間を通して、「業務の基準」や「基本協定書」に沿って指定管理業務が遂行されているかという視点で評価を実施しました。

評価基準について「基本協定書」等に定められたとおりに遂行されている場合にはチェックを、できていない場合には空欄とし、それぞれの評価項目ごとに「A」「B」「C」評価としています。

(5) 評価方法

評価項目ごとに指定管理者による自己評価と委員会における評価を行いました。

委員会における評価については、各委員が項目ごとに個別に評価を行い、委員の合議による決定を委員会における評価としました。

ア 自己評価

指定管理者が自ら振り返りを行うことにより気づきの機会を持ち、今後の業務改善に活かしていくため、指定管理業務の遂行状況について、指定管理者による自己

評価を実施しました。

イ 委員会における評価

指定管理者から提示された資料により評価を行うとともに、指定管理者によるプレゼンテーション及び委員によるヒアリングに基づき、評価を行いました。

6 委員会の経過

第1回委員会	
開催日	令和6年8月20日
会場	リハセンター役員室
公開・非公開	公開
議事内容	1 横浜市総合リハビリテーションセンター等の第三者評価について 2 委員長及び職務代理者の選出について 3 会議の公開について 4 評価項目について 5 今後のスケジュールについて 6 その他

第2回委員会	
開催日	令和6年12月25日
会場	リハセンター会議室
公開・非公開	公開（一部非公開）
議事内容	1 会議の公開について 2 進行について 3 評価方法について 4 自己評価の説明及びヒアリングについて 5 評価の決定について 6 評価結果報告書について

7 評価結果

別紙「評価シート」参照